

静止気象衛星ひまわりの運用等事業

サービス対価の算定及び支払方法

国土交通省 気象庁

国立研究開発法人 情報通信研究機構

1 サービス対価の構成

サービス対価は、「業務要求水準書」第2部第1に示す「地上施設の整備等に関する業務」に要する費用（以下「整備費」という。）、同第2に示す「地上施設の維持管理等に関する業務」に要する費用（以下「維持管理費」という。）、同第3に示す「本事業衛星の運用に関する業務」に要する費用（以下「運用費」という。）及び本件事業を実施するために事業者が必要とする費用（以下「その他の費用」という。）から構成される。詳細は表1に示すとおりとする。

表1 サービス対価の構成

項 目		内 訳	構成される費用の内容
整備費	①10号衛星運用開始時に係る整備費	ア 10号衛星運用開始時に係る地上施設費 ^(注)	・施設の整備費 ・無線に係る設備の整備費 ・衛星管制に係る設備の整備費 ・気象センサデータ及び宇宙環境センサデータに係る設備の整備費 ・通報局資料に係る設備の整備費 ・周波数の確保、無線局の申請に要する費用
		イ 10号衛星運用開始時に係るその他費用	・事業者の開業に伴う諸費用 ・建中金利 ・融資組成手数料 ・その他10号衛星運用開始時に係る地上施設整備等に関して必要と認められる費用等
		ウ 10号衛星運用開始時に係る消費税等	・消費税及び地方消費税
	②9号衛星運用開始時に係る整備費	ア 9号衛星運用開始時に係る地上施設費 ^(注)	・施設の整備費 ・無線に係る設備の整備費 ・衛星管制に係る設備の整備費 ・放射計データに係る設備の整備費 ・通報局資料に係る設備の整備費
		イ 9号衛星運用開始時に係るその他費用	・建中金利 ・融資組成手数料 ・その他9号衛星運用開始時にかかる地上施設整備等に関して必要と認められる費用等
		ウ 9号衛星運用開始時に係る消費税等	・消費税及び地方消費税

維持管理費	③各衛星共通の維持管理費等	ア 各衛星共通の維持管理費	・地上施設の維持管理費 ・地上施設の更新費 ・周波数の維持、無線局の再申請・検査費 ・その他各衛星共通の維持管理に関して必要と認められる費用等
		イ 各衛星共通の維持管理に係る消費税等	・消費税及び地方消費税
	④10号衛星のみに係る維持管理費等	ア 10号衛星のみに係る維持管理費	・10号衛星のみに係る地上施設の維持管理費 ・10号衛星のみに係る地上施設の更新費 ・その他10号衛星のみに係る維持管理に関して必要と認められる費用等
		イ 10号衛星の維持管理のみに係る消費税等	・消費税及び地方消費税
	⑤9号衛星のみに係る維持管理費等	ア 9号衛星のみに係る維持管理費	・9号衛星のみに係る地上施設の維持管理費 ・9号衛星のみに係る地上施設の更新費 ・その他9号衛星のみに係る維持管理に関して必要と認められる費用等
		イ 9号衛星の維持管理のみに係る消費税等	・消費税及び地方消費税
運用費	⑥各衛星共通の運用費等	ア 各衛星共通の運用費	・衛星管制に係る費用 ・気象センサデータ及び宇宙環境センサデータ並びに放射計データに係る費用 ・通報局資料に係る費用 ・その他各衛星共通の運用に関して必要と認められる費用等
		イ 各衛星共通の運用に係る消費税等	・消費税及び地方消費税
	⑦10号衛星のみに係る運用費等	ア 10号衛星のみに係る運用費	・10号衛星のみに係る衛星管制に係る費用 ・10号衛星のみに係る気象センサデータ及び宇宙環境センサデータに係る費用 ・10号衛星のみに係る通報局資料に係る費用 ・その他10号衛星のみの運用に関して必要と認められる費用等
		イ 10号衛星の運用のみに係る消費税等	・消費税及び地方消費税
	⑧9号衛星のみに係る運用費等	ア 9号衛星のみに係る運用費	・9号衛星のみに係る衛星管制に係る費用 ・9号衛星のみに係る放射計データに係る費用 ・9号衛星のみに係る通報局資料に係る費用 ・その他9号衛星のみの運用に関して必要と認められる費用等
		イ 9号衛星の運用のみに係る消費税等	・消費税及び地方消費税

⑨その他の費用	ア その他の費用	・ S P Cの管理費 ・ S P Cの税引前利益（株主への配当への原資等）
	イ その他の費用に係る消費税等	・ 消費税及び地方消費税

（注）設備をリース調達する場合の費用は整備費に含める。

2 サービス対価の算定方法

(1) 整備費

整備費は、「10号衛星運用開始時に係る整備費」及び「9号衛星運用開始時に係る整備費」から構成される。

①10号衛星運用開始時に係る整備費

ア 10号衛星運用開始時に係る地上施設費

10号衛星運用開始時に係る地上施設費には、10号衛星運用開始時に係る地上施設の整備等にあたって必要となる、施設の整備費（設計費及び工事費等）、無線に係る設備の整備費用、衛星管制に係る設備の整備費用、気象センサデータ及び宇宙環境センサデータに係る設備の整備費用、通報局資料に係る設備の整備費用、周波数の確保、無線局の申請に要する費用等を含む。

なお、地上施設の利用権原を賃借により確保する場合においては、賃借に係る費用等を含む。

イ 10号衛星運用開始時に係るその他費用

10号衛星運用開始時に係るその他費用には、10号衛星運用開始時に係る地上施設について、本件事業を実施するために必要とする費用として、事業者の開業に伴う諸費用、建中金利、及び融資組成手数料その他地上施設整備等に関して必要と認められる費用等を含む。

ウ 10号衛星運用開始時に係る消費税等

上記ア、イから課税対象外のものを除いた費用に係る消費税及び地方消費税とする。

②9号衛星運用開始時に係る整備費

ア 9号衛星運用開始時に係る地上施設費

9号衛星運用開始時に係る地上施設費には、9号衛星運用開始時に係る地上施設の整備等にあたって必要となる、施設の整備費（設計費及び工事費等）、無線に係る設備の整備費用、衛星管制に係る設備の整備費用、放射計データに係る設備の整備費用、通報局資料に係る設備の整備費用に要する費用等を含む。

なお、地上施設の利用権原を賃借により確保する場合においては、賃借に係る費用等を含む。

イ 9号衛星運用開始時に係るその他費用

9号衛星運用開始時に係るその他費用には、9号衛星運用開始時に係る対象設

備について、本件事業を実施するために必要とする費用として、建中金利及び融資組成手数料その他地上施設整備等に関して必要と認められる費用等を含む。

ウ 9号衛星運用開始時に係る消費税等

上記ア、イから課税対象外のものを除いた費用に係る消費税及び地方消費税とする。

(2) 維持管理費

維持管理費は、「各衛星共通の維持管理費等」「10号衛星のみに係る維持管理費等」「9号衛星のみに係る維持管理費等」から構成される。

①各衛星共通の維持管理費等

各衛星共通の維持管理費等には、10号衛星の運用開始日から事業期間の終了日までの期間において、衛星の数によらず生じる地上施設の維持管理費、衛星の数によらず生じる地上施設の更新費、周波数の維持、無線局の再申請・検査費、その他維持管理に関して必要と認められる費用等並びに消費税等を含む。

②10号衛星のみに係る維持管理費等

10号衛星のみに係る維持管理費等には、10号衛星の運用開始日から事業期間の終了日までの期間において、10号衛星のみに係る対象設備の維持管理費、対象設備の更新費及びその他維持管理に関して必要と認められる費用等並びに消費税等を含む。

③9号衛星のみに係る維持管理費等

9号衛星のみに係る維持管理費等には、9号衛星の運用開始日から9号衛星の運用終了日までの期間において、9号衛星のみに係る対象設備の維持管理費、対象設備の更新費及びその他維持管理に関して必要と認められる費用等並びに消費税等を含む。

(3) 運用費

運用費は、「各衛星共通の運用費等」「10号衛星のみに係る運用費等」「9号衛星のみに係る運用費等」から構成される。

①各衛星共通の運用費等

各衛星共通の運用費等には、10号衛星の運用開始日から事業期間の終了日までの期間において、衛星の数によらず生じる衛星管制に係る費用、気象センサデータ及び宇宙環境センサデータ並びに放射計データに係る費用、通報局資料に係る費用及びその他運用に関して必要と認められる費用等並びに消費税等を含む。

②10号衛星のみに係る運用費等

10号衛星のみに係る運用費等には、10号衛星の運用開始日から事業期間の終了日ま

での期間において、10 号衛星のみに起因する衛星管制に係る費用、気象センサデータ及び宇宙環境センサデータに係る費用、通報局資料に係る費用及びその他運用に関して必要と認められる費用並びに消費税等を含む。

③ 9 号衛星のみに係る運用費等

9 号衛星のみに係る運用費等には、9 号衛星の運用開始日から 9 号衛星の運用終了日までの期間において、9 号衛星のみに起因する衛星管制に係る費用、放射計データに係る費用、通報局資料に係る費用及びその他運用に関して必要と認められる費用等並びに消費税等を含む。

(4) その他の費用

その他の費用は、事業期間中、本事業を実施するために事業者が必要とする管理費及び税引前利益に相当する額並びに消費税等を含む。

3 サービス対価の支払い方法及び支払手順

国等は、サービス対価を以下のとおり支払うものとする。

(1) 整備費

①10号衛星運用開始時に係る整備費

ア 10号衛星運用開始時に係る地上施設費

10号衛星運用開始時に係る地上施設費は、令和11年度における一括払いを予定している。

イ 10号衛星運用開始時に係るその他費用

10号衛星運用開始時に係るその他費用は、令和11年度における一括払いを予定している。

ウ 10号衛星運用開始時に係る消費税等

10号衛星運用開始時に係る消費税等については、上記ア、イから課税対象外のものを除いた費用に係る消費税及び地方消費税相当額を当該費用の支払いと同時期に併せて支払うものとする。

②9号衛星運用開始時に係る整備費

ア 9号衛星運用開始時に係る地上施設費

9号衛星運用開始時に係る地上施設費は、令和11年度における一括払いを予定している。

イ 9号衛星運用開始時に係るその他費用

9号衛星運用開始時に係るその他費用は、令和11年度における一括払いを予定している。

ウ 9号衛星運用開始時に係る消費税等

9号衛星運用開始時に係る消費税等については、上記ア、イから課税対象外のものを除いた費用に係る消費税及び地方消費税相当額を当該費用の支払いと同時期に併せて支払うものとする。

(2) 維持管理費

①各衛星共通の維持管理費等

各衛星共通の維持管理費等は、事業期間中、10号衛星の運用開始以降、年2回、全30回の支払いを予定している。なお、支払う金額は、事業者が提案する金額につ

いて、国等が提案内容をもとに妥当性・合理性を確認した上で定める。

各回の支払額は、以下のとおりとする。

各回の支払額 = 契約金額内訳のうち各衛星共通の維持管理費等総額の 1/30

②10 号衛星のみに係る維持管理費等

10 号衛星のみに係る維持管理費等は、事業期間中、10 号衛星の運用開始以降、事業期間の終了日まで、年 2 回、全 30 回の支払いを予定している。なお、支払う金額は、事業者が提案する金額について、国等が提案内容をもとに妥当性・合理性を確認した上で定める。

各回の支払額は、以下のとおりとする。

各回の支払額 = 契約金額内訳のうち 10 号衛星のみに係る維持管理費等総額の
1/30

③ 9 号衛星のみに係る維持管理費等

9 号衛星のみに係る維持管理費等は、事業期間中、9 号衛星の運用開始日から 9 号衛星の運用終了日まで、年 2 回、全 9 回の支払いを予定している。なお、支払う金額は、事業者が提案する金額について、国が提案内容をもとに妥当性・合理性を確認した上で定める。

各回の支払額は、以下のとおりとする。

各回の支払額 = 契約金額内訳のうち 9 号衛星のみに係る維持管理費等総額の
1/9

(3) 運用費

①各衛星共通の運用費等

各衛星共通の運用費等は、事業期間中、10 号衛星の運用開始以降、年 2 回、全 30 回の支払いを予定している。なお、支払う金額は、事業者が提案する金額について、国等が提案内容をもとに妥当性・合理性を確認した上で定める。

各回の支払額は、以下のとおりとする。

各回の支払額 = 契約金額内訳のうち各衛星共通の運用費等総額の 1/30

②10 号衛星のみに係る運用費等

10 号衛星のみに係る運用費等は、事業期間中、10 号衛星の運用開始以降、事業期間の終了日まで、年 2 回、全 30 回の支払いを予定している。なお、支払う金額は、事業者が提案する金額について、国等が提案内容をもとに妥当性・合理性を確認した上で定める。

各回の支払額は、以下のとおりとする。

各回の支払額 = 契約金額内訳のうち 10 号衛星のみに係る運用費等総額の 1/30

③ 9 号衛星のみに係る運用費等

9号衛星のみに係る運用費等は、事業期間中、9号衛星の運用開始日から9号衛星の運用終了日まで、年2回、全9回の支払いを予定している。なお、支払う金額は、事業者が提案する金額について、国が提案内容をもとに妥当性・合理性を確認した上で定める。

各回の支払額は、以下のとおりとする。

各回の支払額 = 契約金額内訳のうち9号衛星のみに係る運用費等総額の1/9

(4) その他の費用

その他の費用は、事業期間中、10号衛星の運用開始以降、年2回、全30回の支払いを予定している。

各回の支払額は、以下のとおりとする。

各回の支払額 = 契約金額内訳のうちその他の費用総額の1/30

(5) 1円未満端数の取扱

入札にあたっては、表1に定めるサービス対価を構成する項目毎に、「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律」（昭和25年法律第61号）第3条に基づき、1円未満の端数を処理する。

(6) 気象庁、NICTの負担するサービス対価の決定方法

本事業のサービス対価は、気象庁及びNICTが分担して負担する予定である。気象庁及びNICTが負担する額は、選定事業者の提案したサービス対価の総額をもとに、気象庁とNICTとの協議により、事業契約の締結時に決定する予定である。

気象庁及びNICTは、本事業のサービス対価を構成する整備費、維持管理費、運用費、その他の費用の各項目に関し、その費用を分担して負担することを予定している。

(7) 支払手順

サービス対価の支払いは、上記(1)で算定された費用の支払額のうち、10号衛星運用開始時に係る整備費は、10号衛星運用開始日以降に発行された適法な請求書を事業者から気象庁が受領した日から30日以内に一括で支払う。9号衛星運用開始時に係る整備費は9号衛星に係る地上施設が運用可能となった日以降に発行された適法な請求書を事業者から気象庁が受領した日から30日以内に一括で支払う。なお、支払日の当日が国等の休日の場合はその前日までに支払うものとする。

また、上記(2)から(4)で算定された各費用の支払額については、原則として、毎回、事業者から適法な請求書を気象庁及びNICTが受領した日からそれぞれ30日以内に支払う。支払いについては令和11年4月1日以降、毎年4月1日から9月30日までの半期分（前期分）及び10月1日から翌年3月31日までの半期分（後期分）をそれぞれ上記の手続きに従い、年2回ずつ支払う（ただし、初回の支払いは令和11年6月1日から9月30日までの期間分を対象とする）。なお、支払日の当日が国等の休日の場合はその前日までに支払うものとする。

なお、受領委任により、事業者以外の者にサービス対価の支払を希望する場合は、国等に適法な委任状を提出し、承諾を得ることを要する。

また、気象庁からの支払いの一部は外国政府が負担する予定であり、この場合気象庁が負担するサービス対価の一部が外国政府から事業者に直接支払われる。

4 サービス対価の確定

サービス対価は、その内訳を以下の各段階において精査等し、確定するものとする。ただし、物価変動による改定を除くものとする。

(1) 事業契約締結段階

事業契約書の定めるところにより、契約金額をもとにサービス対価の内訳を算定する。

(2) 設計図書確認段階

事業契約書に定める設計図書の確認結果を踏まえサービス対価の内訳を精査し、必要に応じ(1)で算定したサービス対価の内訳を修正する。

(3) 10号衛星の運用開始予定日段階

事業契約書に定める発注者による検査の結果を踏まえ、サービス対価の内訳を修正する。

(4) 9号衛星の運用開始予定日段階

事業契約書に定める発注者による検査の結果を踏まえ、サービス対価の内訳を確定する。

5 サービス対価の改定方法

(1) 基本的考え方

整備費は、下記(2)による改定を除き、原則として改定を行わない。ただし、10号衛星の運用開始時期が延期となった場合においては、国及び事業者が協議の上、費用の見直しを行うことができるものとする。

維持管理費、運用費及びその他の費用は、必要に応じ各年度単位で見直すことができる。この見直しは、技術革新等に伴って明らかに費用が減じる場合を含め、PFI手法に基づく民間の資金及びノウハウの有効な活用と、国民の負担を原資とする国等の適正な経費負担の双方の観点に十分留意して、国等及び事業者が協議して行う。

なお、要求水準の変更その他により必要に応じて、国等及び事業者が協議の上、サービス対価の改定を行うことができるものとする。

(2) 整備費の物価変動に基づく改定

整備費のうち、物価等の変動に基づく地上施設費の改定については、事業契約書(案)第74条による。

(3) 維持管理費、運用費及びその他の費用の物価変動に基づく改定

毎年度一定の時期に、刊行物等により公表される物価指標等に基づき維持管理費、運用費及びその他の費用の改定を行い、翌年度の維持管理費、運用費の支払に反映する。

① 対象となる費用

維持管理費、運用費及びその他の費用

② 改定時期

物価変動リスクを踏まえた対価の改定時期は、次のとおりとする。

(ア) 改定指標の評価：毎年4月10日時点で確認できる最新の指標により評価を行う。

(イ) 対価の改定：原則として、翌年度の4月1日以降の維持管理費、運用費及びその他の費用の支払いに反映する。

③ 改定方法

前回改定時の指標に対して、現指標が3ポイント以上変動した場合に、維持管理費、運用費及びその他の費用の改定を行う。事業契約等の締結以降、対価を改定していない費用については、事業契約等の締結日の属する年度の4月10日時点で確認できる最新の指標を前回改定時の指標とみなす。

$$| \text{今回評価時の指標} - \text{前回改定時の指標} | \geq 3 \text{ ポイント}$$

(ア) 使用する指標は表2のとおりとする。

表2 改定にあたり使用する指標

費目	業務項目	使用する指標
維持管理費	・各衛星共通の維持管理費等 ・10号衛星のみに係る維持管理費等 ・9号衛星のみに係る維持管理費等	「企業向けサービス価格指数」：建物サービス（消費税抜、日銀調査統計局）
運用費	・各衛星共通の運用費等 ・10号衛星のみに係る運用費等 ・9号衛星のみに係る運用費等	「企業向けサービス価格指数」：情報サービス（消費税抜、日銀調査統計局）
その他の費用	その他の費用	「企業向けサービス価格指数」：その他の専門サービス（消費税抜、日銀調査統計局）

上記指標の参照元は、下記サイトから取得できるダウンロードデータとする。

日本銀行時系列統計データ検索サイト：<http://www.stat-search.boj.or.jp/index.html>
 （令和7年2月時点。移転した場合はその移転先とする）

それぞれの対価について、改定前の対価（及びその内訳）を基準額として、年度ごとに、以下の算定式に従って各年度の対価を確定する。なお、改定率に小数点以下第4位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（イ） 計算方法

$$AP'_t(s) = AP_t(s) \times (CSPIn / CSPIm)$$

m： 前回改定時年度（契約後未改定の場合は、事業契約締結年度）

n： 今回評価時年度

t： 今回費用改定をする対価の対象年度（t：n+1，…、事業終了年度）

s： 各年度の支払い期（s：前期、後期）

AP_t(s)： 改定前のt年度s期におけるA業務の対価

AP'_t(s)： 改定後のt年度s期におけるA業務の対価

CSPI： Corporate Service Price Index（企業向けサービス価格指数）

CSPIm： 前回改定時の評価指標である、m年度の価格指数

CSPIn： 今回改定時の評価指標である、n年度の価格指数

（計算例）令和10年度（前期）の対価（改定前）が100万円、前回改定時の指標である令和7年度の指数が90、令和9年度の指数が108の場合：
 令和10年度の改定率（令和9年度の物価反映）

$$= \text{令和 9 年度指数 [108]} \div \text{令和 7 年度の指数 [90]} = 1.2$$

令和 10 年度（前期）の対価（改定後）

$$= \text{令和 10 年度（前期）の対価（改定前） [100 万円]} \times 1.2 = 120 \text{ 万円}$$

④ 基準年改定の取り扱い

日本銀行が企業向けサービス価格指数の基準年を改定した場合、基準年改定前にサービス対価の改定を行ったかどうかにかかわらず、当該年度の見直しにおける CSPI_{In} 及び CSPI_{Im} には、当該年度 4 月 10 日時点で確認できる最新の基準年により算定されたサービス価格指数を用いるものとする。但し、次回の見直しにおいて使用する予定の CSPI_{Im} が基準年の改定以降に確認できなくなることが明らかな場合には、「発注者」と「事業者」は、日本銀行による基準年改定の予定が公表された後、速やかに協議を開始し、次回以降のサービス対価の改定方法を定めるものとする。

⑤ 遡及訂正の取り扱い

当該年度の翌年度に適用するサービス対価の改定率が確定した後に日本銀行が改定指標の遡及訂正を行った場合であっても、これを勘案せず、改定率及び改定後サービス対価の再計算は行わないものとする。

また、当該年度に実施する指標の確認において前回と同年同月次の価格指数を使用する場合、前回の確認以降に日本銀行が改定指標の遡及訂正を行ったかどうかにかかわらず、同年同月次の価格指数について当該年度の 4 月 10 日時点で確認できる最新の数値を CSPI_{Im} として用いるものとする。③改定方法の規定にかかわらず、本契約の締結以降、サービス対価を改定していない場合も同様とする。

6 入札価格と落札価格との関係

入札価格は、サービス対価を構成する整備費、維持管理費、運用費及びその他の費用全てを見積価格の合計とし、入札書に記載された金額をもって落札価格とする。

7 支払額の減額措置

国等は、事業期間にわたり本事業の実施に関する各業務の監視を行い、業務要求水準書で定められた要求水準が達成されていない場合は、支払額の減額等を行う。減額等の措置の具体的な方法は、「業績等の監視及び改善要求措置要領」（資料－7）に別途定めるものとする。